令和8（2026）年度

造林助成制度のあらまし

豊かな森林を次世代へ

Grow up Green

一般社団法人 北海道造林協会

山づくりに造林補助・融資制度をご活用ください

国、道、市町村では、山づくりに活用できる補助制度、融資制度により、山づくりを支援しています。

補助対象となる作業とおおよその事業費

補助対象となる事業と、おおよそのhaあたりの事業費は次のとおりです。

作業種		haあたり事業費（概数）	事業実施に必要な作業、経費等
単層林	人工造林	カラマツ66～164万円 トドマツ111～252万円 スギ109～191万円	地拵え、苗木代、苗木運搬、植え付けなど （特殊地拵えは前生樹の伐倒除去）
	下刈	13～47万円	雑草木の除去
	倒木起こし	56～87万円	気象災、病虫害等による倒木起こし
	除伐	17～19万円	不用木の除去、不良木の淘汰（下刈りが完了した林分）
	保育間伐	20～39万円	不用木の除去、不良木の淘汰
	間伐	26～68万円	残存木の生育を促す伐採、搬出集積など
	枝打ち	18～62万円	枝葉の除去
複層林	更新伐	64～105万円	不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積など
	樹下植栽等	カラマツ36～103万円 トドマツ54～139万円 スギ52～118万円	地拵え、苗木代、苗木運搬、植え付け、天然更新を促すかき起こしなど
一貫作業		カラマツ205～248万円 トドマツ239～307万円	支障木等の伐倒、搬出集積、地拵え、苗木代、苗木運搬、植え付け
鳥獣害防止施設等整備		―	野ネズミ防除薬剤散布、食害防止チューブ代、枝条巻作業、侵入防止柵、誘引捕獲ワナなど
森林作業道		―	森林整備と一体的に施工する作業道開設、改良、復旧

造林補助事業など支援を受けるには、次のような計画があり、必要に応じ計画を作成し、守る必要があります。

森林経営計画	森林法第11条に基づき5年を1期とした森林経営の計画。森林所有者や森林所有者から森林経営の委託を受けた者が作成し、市町村等の認定を受けることが必要。
市町村森林整備計画	森林法第10条の5に基づき市町村が5年ごとにたてる1期10年の計画。森林経営計画を認定する基準となる。
特定間伐等促進計画	森林の間伐等の促進に関する特別措置法第5条に基づき市町村が作成する間伐を推進する計画。

森林整備地域活動支援交付金

森林経営計画作成や森林境界明確化等に必要な情報の収集、調査、合意形成などの活動を行う森林所有者や森林組合等は、次の交付金（定額）を受けることができます。

メニュー	交付対象となる活動及び算定面積		haあたり交付額
1森林経営計画作成促進 ①情報の収集 ②森林の調査 ③合意形成活動	ア　経営委託	森林経営計画作成のために森林経営委託契約を締結した森林の面積（ただし、当該営計画期間内で間伐実施が条件）	56,000円
	イ　共同計画等	森林経営計画作成の合意が得られた森林の面積、又は、森林調査簿等の成果を市町村に提供した森林の面積	12,000円
	ウ　間伐促進	森林経営計画期間内で間伐実施に合意した森林の面積	44,000円
	＊不在村森林所有者加算 （ア～ウの加算措置）	合意形成活動等を行った不在村森林所有者の森林の面積	16,000円
2 森林境界の明確化 ①情報の収集 ②境界の調査	ア　森林境界の測量 地上法（簡易な測量）	地上法（簡易な測量）により森林境界の測量を行った森林の面積	62,000円
	イ　森林境界の測量 地上法（精度の高い測量）	地上法（性能の高い機器を用いて境界の測量及び基準点等と結合させる測量）により森林境界の測量を行った森林の面積	80,000円
	ウ　森林境界の測量 航測法(リモセンデータを活用した測量)	航測法（リモセンデータを活用した境界の測量）により森林境界の測量を行った森林の面積	86,000円
	＊不在村森林所有者加算 （ア～ウの加算措置）	合意形成活動等を行った不在村森林所有者の森林の面積	16,000円
	エ　森林境界案の作成	森林境界案の作成を行った森林の面積	56,000円
3 森林所有者の探索	所有者不明森林について、戸籍、住民票等を活用した所有者探索確認活動	森林所有者の探索を行った森林の面積	6,000円
4 森林経営計画作成・森林境界明確化に向けた条件整備	対象森林に到達するまでと対象森林内の既存路網の簡易な改良	メニュー1又は2の協定締結森林のうち、交付金算定した森林（メニュー2のウ及びエを除く）	52,000円

※1　交付金の財源内訳は、国1/2、道1/4、市町村1/4
※2　交付を受けるには、市町村長との協定が必要です。
※3　交付金は、メニューにある活動の実績額により、交付額を上限として交付されます。
※4　交付を受けるには、記載以外にも条件があります。また、加算についても併用できない組み合わせがあります。
※5　「リモセン」とは、「リモートセンシング」の略です。

公共・非公共造林補助事業

事業実施によって受けられる補助金額は、条件により異なりますが、次の式で算定します。

標準単価　×　事業量　×　補助率　×　査定係数／100　＝　補助金額

標準単価は、道森林整備課ホームページをご参照ください。
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srs/zourin/tanka.html

区　分	2,100本/ha以下 （傾斜10°以下）
カラマツ類（裸苗）	141,200円
カラマツ類以外針葉樹(裸苗)	176,100円

区　分	1,800本/ha超え （傾斜区分共通）
コンテナ苗	104,400円

事業名		事業主体	事業規模	補助率	査定係数	備　考
森林環境保全直接支援事業		市町村 森林所有者 森林組合 森林整備法人 ほか	1施行地面積 0.1ha以上 間伐、更新伐の搬出材積10㎥/ha以上 ほか	40% 分収方式 50%	180 170 90	査定係数は、森林経営計画に基づく造林は170、伐採造林届出によるものは90となるなどの要件あり
特定機能回復事業	森林緊急造成	市町村ほか	1施行地面積 0.1ha以上	50% 40%	180 90	査定係数180は公益的機能が求められるもの
	被害森林整備	市町村ほか	1施行地面積 0.1ha以上	40%	170	森林保全再生整備については、標準単価ではなく実行経費で算定
	重要インフラ施設周辺森林整備	市町村ほか	1施行地面積 0.1ha以上	50% 40%	180	事業主体が整備する森林に要件あり
	林相転換特別対策 （花粉発生源対策タイプ）	市町村 森林組合 森林整備法人 ほか	1施行地面積 0.1ha以上 1伐区面積上限 約2.5ha ほか	40%	180 170	事業主体が整備する森林に要件あり
	林相転換特別対策 （林野火災対策タイプ）	市町村 森林組合 森林整備法人 ほか	1施行地面積 0.1ha以上 ほか	40%	180	事業主体が整備する森林に要件あり
	林相転換特別対策 （野生鳥獣被害対策タイプ）	市町村 森林組合 森林整備法人 ほか	1施行地面積 0.1ha以上 ほか	40%	180	事業主体が整備する森林に要件あり
共生環境整備事業	絆の森整備事業	市町村 特定非営利法人 協定締結者	5ha以上のまとまりのある森林	70%	100	事業主体について、事業タイプにより要件あり
	森林空間総合整備事業	市町村	概ね50haのまとまりのある森林			

事業名		事業主体	事業規模	補助率	査定係数	備　考
合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策等事業	間伐材の生産	市町村 森林整備法人等 選定経営体 地域協議会 森林所有者 その他知事が認める事業実施主体	1施行地面積 0.1ha以上	定額	―	［定額の単価］ ①間伐材の生産 搬出材積で区分。 30m3未満 232,000円 ほか ②一貫作業システム 補助率は、20%以上のコスト削減した場合 2/3 できなかった場合 1/2 （2/3の場合） カラマツ類コンテナ苗 848,000円 ほか ③低コスト造林 （2/3の場合） カラマツ類コンテナ苗 577,000円 ほか ④関連条件整備活動 一体的に実施する森林作業道 2,000円/m ほか
	関連条件整備活動		間伐材の生産と一体的に実施			
	一貫作業システム 低コスト造林 下刈り		1施行地面積 0.1ha以上			
	機械器具の整備		一貫作業システム、低コスト造林、下刈りと一体的実施			
	関連条件整備活動					
循環基盤整備資源強化対策事業	間伐材生産	市町村 森林整備法人 知事選定の林業経営体等	1施行地面積 0.1ha以上	定額	―	
	関連条件整備活動		間伐材生産と一体的に実施			
省力・低コスト再造林対策事業	再造林のトータルコスト縮減 再造林の省力化 つる切り	市町村 森林整備法人 知事選定の林業経営体 森林所有者	1施行地面積 0.1ha以上	定額	―	
	機械器具の整備		再造林のトータルコスト縮減、再造林の低コスト化と一体的実施			
	関連条件整備活動					

※上記は概略の要件であり、補助金を受けるには記載以外にも条件があります。また、補助率、査定係数等も変わります。

豊かな森づくり推進事業

「ふるさとの山づくり総合計画」をたてている市町村内の民有林を対象に、道と市町村が連携して植林に支援しています。

区　分	事業内容	事業主体	補助率
循環利用タイプ	森林経営計画に基づく伐採跡地に行う植林（原則5ha以下） 森林経営計画に基づかない伐採跡地（3ha以下）で森林経営計画を策定して行う植林	森林所有者 （市町村、大企業除く）	26% （道　16% 市町村10%）
集約化促進タイプ	伐採跡地を取得し、森林経営計画に基づき行う植林		

《 全体を100とした場合の負担割合 》

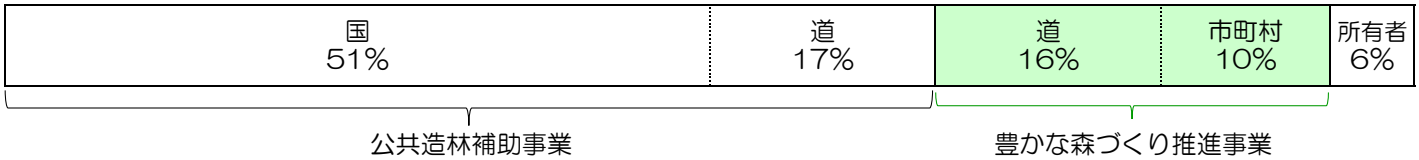

補助対象となる樹種、植栽本数、林齢等

◆ 植栽樹種

樹　種	補助対象となる植栽地域
（針葉樹） カラマツ、トドマツ、アカエゾマツ、エゾマツ、グイマツ、 グイマツ雑種F1（クリーンラーチ含む）、ヨーロッパトウヒ （広葉樹） シラカンバ、マカバ、ダケカンバ、ヤチダモ、ヤマハンノキ、 ヤチハンノキ、ケヤマハンノキ、ドロノキ、ミズナラ、カシワ、 カツラ、ハルニレ、キハダ、イタヤカエデ、イヌエンジュ、 オニグルミ、エゾヤマザクラ、ナナカマド、シナノキ、ハリギリ	全道一円
スギ	渡島、檜山、後志（黒松内町、島牧村、寿都町、蘭越町）、胆振、日高
アカマツ、クロマツ、キリ	渡島、檜山、胆振、日高
ヒバ、ケヤキ、コバノヤマハンノキ	渡島、檜山
アオダモ	留萌、宗谷を除く地域

※このほか、ブナ、クリ、トチノキなど、植栽地域を限定して対象となる

◆ 植栽本数

1,500本/ha～3,000本/ha
（クリーンラーチを含むグイマツ雑種F1は地位により1,000本/ha以上。キリは200本/ha以上。）

◆ 林齢等条件

森林環境保全直接支援事業

森林環境保全直接支援事業の場合、次の条件が補助対象となります（記載以外にも条件あり）。

区　分			林齢等要件	備　考
単層林	植栽型	下刈	10年以下	
		倒木起こし	25年以下（気象災等による倒伏木）	倒木発生年度と翌年度
		枝打ち	30年以下 間伐と一体的に行う林木の枝葉の除去は60年以下	500本/ha以上 本数率30%以上
		除伐	25年以下	下刈終了後 不用木は原則全て除去
		保育間伐	60年以下。または伐採対象不良木の平均胸高直径18cm未満の林分。	不良木淘汰伐採率20%以上、 不用木は原則すべて除去、 地形等により伐採率10%以上 など
		間伐	60年以下。 または森林経営計画によるもの標準伐期齢2倍以下。 地域の標準仕立本数の概ね5割以上を上回る森林はこの限りでない。	
	天然更新型	下刈	40年以下	かき起こし等により発生した林木、または植栽木等に行う
		除伐	60年以下	不用木は原則全て除去
		保育間伐	60年以下。または伐採対象不良木の平均胸高直径18cm未満の林分。	不良木淘汰伐採率20%以上、 不用木は原則すべて除去、 地形等により伐採率10%以上 など
		間伐	60年以下 または森林経営計画によるもの標準伐期齢2倍以下。 地域の標準仕立本数の概ね5割以上を上回る森林はこの限りでない。 ▪	

区　分			林齢等要件	備　考
複層林	更新伐		90年以下 森林経営計画に基づく場合は標準伐期齢の2倍以下 長期育成循環施業51～90年	天然林の整理伐の伐採率70% 人工林の整理伐主林木の50% （樹下植栽広葉樹に限る）ほか
	樹下植栽等		上層木が11年以上	500本以上2,000本/ha以内
	植栽型	下刈	下層木が25年以下	
		倒木起こし	25年以下（気象災等による倒伏木）	倒木発生年度と翌年度
		枝打ち	下層木が30年以下 間伐と一体的に行う林木の枝葉の除去は60年以下 更新伐と一体的に行う林木の枝葉の除去は90年以下	200本/ha以上かつ 本数率30%以上
		除伐	25年以下	下刈終了後 不用木は原則全て除去
		保育間伐	60年以下。または伐採対象不良木の平均胸高直径18cm未満の林分。	不良木淘汰伐採率20%以上、 不用木は原則すべて除去、 地形等により伐採率10%以上 など
		間伐	60年以下 森林経営計画に基づいて行うもの標準伐期齢の2倍以下 地域の標準仕立本数の概ね5割以上の森林はこの限りではない	
	天然更新型	下刈	下層木40年以下	かき起こし等により発生した林木、または植栽木等に行う
		除伐	下層木60年以下	不用木は原則全て除去
		保育間伐	60年以下。または伐採対象不良木の平均胸高直径18cm未満の林分。	不良木淘汰伐採率20%以上、 不用木は原則すべて除去、 地形等により伐採率10%以上 など
		間伐	60年以下 森林経営計画に基づいて行うもの標準伐期齢の2倍以下 地域の標準仕立本数の概ね5割以上の森林はこの限りではない	
	鳥獣害防止施設等整備		野生鳥獣による森林被害の防止及び野生鳥獣の移動の制御等を図るための施設等の整備	森林保全再生整備事業は被害が明らかな箇所の林班
	森林作業道		「北海道森林作業道作設指針」に適合する作業道の開設（施業と一体的に実施するもの）及び知事が認めるもの	事業主体で台帳整備

森林環境保全直接支援事業以外の事業では、以下のような要件になります。

特定機能回復事業　林相転換特別対策事業（花粉発生源対策タイプ）

区　分	対象事業内容	備　考
下刈	3回まで（2回刈は2回とカウント）	
一貫作業	50年以上の林分で行う林相転換目的の伐採 植栽樹種は、スギ、カンバ類、ハンノキ類以外	植栽本数1,500本～2,000本/ha ｸﾘｰﾝﾗｰﾁ等グイマツ雑種F1は地位により1,000本/ha以上可

合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策等事業
循環型資源基盤整備強化対策事業
省力・低コスト再造林対策事業

区　分	対象事業内容	備　考
間伐	不用木除去、不良木淘汰、支障木伐採、造材、集材、搬出集積、積み込、附帯施設整備	不良木淘汰伐採率20%以上、地形等による場合伐採率10%以上など
低コスト造林	①一貫作業、②低コスト造林、③下刈り、④機械器具の整備、⑤関連条件整備	造林では、機械地拵え、または低密度植栽など低コスト化技術の導入が必要
再造林のトータルコスト削減	末木枝条等の搬出、地拵え、植栽及び下刈り	大苗やエリートツリーの活用等によるトータルコストの縮減が見込まれる事業に要した経費を補助
再造林の省力化		大苗やエリートツリー等を活用した低密度植栽、ドローンによる苗木運搬や自走式下刈り機械等、省力化に資する技術を導入した事業に要した経費を補助

造林関係の融資制度

◆ 日本政策金融公庫資金

資金名		貸付対象事業	貸付限度額	貸付期間	貸付金利
林業基盤整備資金	造林資金	1 人工植栽 2 天然林改良 3 森林の育林 （林齢条件あり） 4 造林用付帯施設	［一般森林］ （事業費ー補助金額）×0.8 ［計画森林］ （事業費ー補助金額）×0.9	○補助事業 30年以内 ほか 据置期間 20年以内 ほか ○非補助事業 35年以内 ほか 据置期間 20年以内 ほか	○補助事業 1.75～2.75% ○非補助事業 1.75～2.60%
	利用間伐推進資金	利用間伐に必要な資金	自己負担額	○20年以内 据置期間 20年以内	2.60%
森林整備活性化資金		同上	負担額の7分の2に相当する額 （条件により負担額変更）	○30年以内 据置期間 20年以内 ほか	無利子
林業経営育成資金	森林取得資金	1 林地取得 2 分収林取得	負担額×0.8 又は借受条件により定額を上限 （個人1,200万円～7,000万円、森林組合2億5,000万円～10億円など）	○25年以内ほか	○森林経営計画の認定を受けている者が林業経営改善計画に基づいて行う事業 1.75～2.60% ○その他 2.60%
	森林取得資金	1 森林の保育等の育林 育林に必要な作業路の造成・改良 2 育林用機械の取得 （造林資金対象分除く）	負担額×0.8 又は借受条件により定額を上限 （個人1,000万円 法人、生産森林組合3,000万円 森林組合4,500万円など）	○20年以内 据置期間 20年以内	2.60%

※貸付利率は、令和8年4月20日時点の利率であり、長期プライムレートなどにより変動します。
※上記は主な貸付条件で、詳細は確認してください。

◆ 林業・木材産業改善資金（北海道）

貸付対象事業（資金）	貸付対象者	貸付限度	その他貸付条件
1 林業経営、木材産業経営の改善に必要な資金 2 林業労働に係る労働災害の防止、林業労働に従事する者の確保に必要な資金 3 新たな林業部門、木材産業部門の経営を開始するために必要な資金 4 林産物の新たな生産、販売の方式を導入するのに必要な資金 5 林業労働に係る安全衛生施設、林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入するのに必要な資金	森林所有者 林業労働従事者 森林組合 森林組合連合会 素材生産業者 素材生産組合 林業経営を行う市町村 木材製造業 木材卸売業 木材市場業 認定中小企業者又はその構成員	個人　1,500万円 会社　3,000万円 その他の団体 5,000万円 木材産業分野 それぞれ1億円	○償還期間 10年以内 ○償還方法 均等年賦払い 据置期間あり ○借受にあたっては連帯保証人または担保が必要

※上記は主な貸付条件で、詳細は確認してください。

〒060-0004　札幌市中央区北4条西5丁目1　西鉄・林業会館ビル
一般社団法人　北海道造林協会　TEL011-251-1665

作成　令和８(2026)年９月